

掛川市規則第 29 号

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、省令第27条の17の2の規定による年間の高額療養費の支給申請について準用する。この場合において第1項及び第2項中「第27条の16」とあるのは、「第27条の17の2」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。